

## 妊婦健診の費用助成についてのお知らせ

平成22年4月1日より妊婦健診の助成回数が14回になります。



母子手帳発行の際に、妊婦健診受診票（2,500円×14枚）をお渡ししますので、受診票を医療機関に提出して、助成をうけてください。

★受診票は、1回の健診につき、1枚の使用となります。ただし、初回健診分のみ2枚の受診券を同時に使用できます。（2,500円×2枚＝5,000円）

★受診券の助成額を超えた分は自己負担となります。不足の場合のおつりはできません。

★3月31日までに忠岡町において母子手帳を発行した妊婦の方には、追加分の受診券（2,500円×4枚）をご自宅に郵送します。4月1日頃に届きます。

★転入等で、忠岡町において母子手帳を受け取っておられない妊婦の方は、保健センターにて追加分の受診票をお渡ししますので、ご連絡ください。ただし、前住地において、11回以上の助成をすでに受けている場合は、その不足の回数発行となります。すでに14回の助成を受けている方は追加分の発行はできません。

★妊娠中の健康のことや、生活のこと、出産後の育児のことなど、気になることがある方は、保健センターにご相談ください。保健師がお伺いします。

★保健センターでは、出産後のお母さん、赤ちゃんがいるすべてのご家庭の訪問を行っています。助産師、保健師がご自宅にお伺いします。出産後早めの訪問を希望される方は保健センターまでご連絡ください。妊娠中の訪問もできます。（ご連絡がない場合も、出産後2ヶ月前後で助産師または保健師がご家庭にお伺いします）

妊婦健診についてのお問い合わせは、すこやか推進課保健センターまで

TEL 22-1122（内線251～253）